



|                        |   |
|------------------------|---|
| Title                  | 北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）  |
| Citation               | 1-165<br>(2018). 北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）. 北海道大学                          |
| Issue Date             | 2018-03-20  |
| Doc URL                | <a href="http://hdl.handle.net/2115/82909">http://hdl.handle.net/2115/82909</a> |
| Rights                 | 本報告書の著作権は北海道大学にあります   |
| Type                   | report  |
| Additional Information | There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.      |
| File Information       | hokkaidoU_report_addendum_201803_Part1.pdf (Part1)                              |



[Instructions for use](#)

北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する  
調査報告書（追録）

2018年3月



## 《目 次》

|   |    |
|---|----|
| I. 『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）』作成の趣旨                      | 1  |
| II. 児玉作左衛門旧蔵資料の受贈経緯   | 1  |
| III. 児玉作左衛門旧蔵アイヌ人骨収蔵経緯等に関する資料                                 | 1  |
| IV. 児玉作左衛門旧蔵資料等にもとづく『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』（2013年3月）への追録 | 4  |
| 1 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（1934年調査）に関する資料                           | 4  |
| 2 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」解剖学部に関する資料   | 6  |
| 3 「日高十勝方面旧土人調査」（1935年調査）に関する資料                                | 14 |
| 4 「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」（1936年調査）に関する資料                      | 16 |
| 5 北海道庁警察部による児玉作左衛門取り調べ再考                                      | 17 |
| 6 八雲町遊楽部における発掘手続に関する資料  | 23 |
| 7 浦幌村愛牛における発掘手続に関する資料   | 33 |
| 8 森町における発掘手続に関する資料  | 36 |
| 9 落部村における発掘手続に関する資料   | 42 |
| 10 樺太における発掘手続に関する資料   | 48 |
| 11 その他の地域におけるアイヌ人骨の収蔵経緯に関する資料                                 | 54 |
| 総括  | 67 |
| 巻末資料  | 77 |



## I. 『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）』作成の趣旨

北海道大学は、2013年3月に『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』（以下、『2013年報告書』と略記する場合がある）を作成した。その後、2015年に児玉家から児玉作左衛門旧蔵資料（以下、「児玉家資料」と略記する場合がある）を受贈した。「児玉家資料」を整理する過程で、日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族的生物学的調査研究」解剖学部（以下、「アイヌ総合研究 解剖学部」と略記する場合がある）のもとで、北海道帝国大学並びに北海道大学（以下、大学名は「北大」と略記する場合がある）医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収蔵の経緯等に関する新たな資料の存在が明らかになったので、「児玉家資料」等にもとづいて、『2013年報告書』の追録版として『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）』を作成することとした。

## II. 児玉作左衛門旧蔵資料の受贈経緯

北海道大学は、児玉家から2015年6月ならびに7月に、児玉作左衛門旧蔵資料を受贈した。受贈の経緯と資料の概要は以下のようなものである。

- (1) 北海道大学は、市立函館博物館が2003年に児玉家から預かり、保管していた児玉作左衛門旧蔵資料中の北大医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座関係資料を、児玉家から2015年6月6日に受贈した。受贈資料の概要は、原稿類（1930-70年代）、研究ファイル（1920-1960年代）、手帳（1920年代）、スクラップブック（1930-50年代）等である。
- (2) 北海道大学は、児玉作左衛門旧宅取り壊しの際に所在が判明した児玉作左衛門旧蔵資料中の医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座関係資料を、児玉家から2015年7月19日に受贈した。受贈資料の概要は、原稿類（1930-70年代）、雑記メモ類（1930-70年代）、研究ノート（1920-70年代）、教室ノート（1940-50年代）、懐中手帳（1920-60年代）、受信物（1960-70年代）、芳名録（1950年代）、アルバム（1930-60年代）、刊行物・印刷物（1900-70年代）、文献複写物（1920-70年代）等である。

## III. 児玉作左衛門旧蔵アイヌ人骨収蔵経緯等に関する資料

児玉作左衛門旧蔵資料のうち、北大医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収蔵経緯等に関する資料は、以下のとおりである。

表1 資料一覧

|  |  |
|--|--|
| 1 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（1934年調査）に関する資料                          |  |
| 【資料1】  | 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」                     |
| 2 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族的生物学的調査研究」解剖学部に関する資料 |  |
| 【資料2-1】  | 「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）     |
| 【資料2-2】  | 「日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部 昭和十年年度予算総額」 |
| 【資料2-3】  | 「実施方法詳記」                               |
| 【資料2-4】  | 今裕「本年度予算配布」通知                          |
| 3 「日高十勝方面旧土人調査」（1935年調査）に関する資料                               |  |

|  |   |
|--|---|
| 【資料3】                                    | 中野征紀・塩田勲「日高十勝方面旧土人調査報告書」  |
| 4 「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」(1936年調査)に関する資料 |   |
| 【資料4】                                    | 山崎春雄「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」   |
| 5 北海道庁警察部による見玉作左衛門取り調べ再考                 |   |
| 【資料5-1】                                  | 見玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」  |
| 【資料5-2】                                  | 「第8小(アイヌ調査)委員会第2回会議記事」(1935年1月21日)〔資料2-1より一部再掲〕                           |
| 【資料5-3】                                  | 見玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」〔資料8-5の一部〕  |
| 【資料5-4】                                  | 1935年4月25日付北海道庁学務部長長橋茂男宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」                   |
| 【資料5-5】                                  | 1935年5月3日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」(亥兵第三七四号)            |
| 6 八雲町遊楽部における発掘手続に関する資料                   |   |
| 【資料6-1】                                  | 見玉作左衛門旧蔵「南江堂書店製カレンダー」(1934年5～7月)  |
| 【資料6-2】                                  | 1934年付見玉作左衛門宛て5K「土地発掘承諾書」   |
| 【資料6-3】                                  | 1934年5月10日付八雲町長内田文三郎宛て見玉作左衛門「土地発掘承諾願」・1934年8月19日付見玉作左衛門宛て八雲町長内田文三郎「承諾」    |
| 【資料6-4】                                  | 1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て見玉作左衛門「旧土人々骨及び副埋葬品発掘届」                           |
| 【資料6-5】                                  | 1934年7〔8〕月26〔6〕日付山越郡八雲警察署長〔長官〕宛て見玉作左衛門「旧土人々骨及び副埋葬品〔埋蔵物〕発掘届」、及び別紙「副埋葬品目録」  |
| 【資料6-6】                                  | 1934年8月6日付北海道庁長官佐上信一宛て見玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙「発掘品目録」                          |
| 【資料6-7】                                  | 1934年8月付北海道庁長官佐上信一宛て見玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙「埋蔵物発掘届目次」                         |
| 【資料6-8】                                  | 1934年10月4日付見玉作左衛門宛て医学部会計係「領収証」  |
| 【資料6-9】                                  | 八雲町遊楽部在住者の戸籍・除籍謄本   |
| 7 浦幌村愛牛における発掘手続に関する資料                    |   |
| 【資料7-1】                                  | 1934年10月付北海道帝国大学医学部宛て7A・7B・7C「承諾書」  |
| 【資料7-2】                                  | 1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」   |
| 【資料7-3】                                  | 1934年10月25日付北海道庁長官佐上信一宛て見玉作左衛門「人骨発掘願」                                     |
| 【資料7-4】                                  | 浦幌村愛牛在住者の戸籍・除籍謄本  |
| 8 森町における発掘手続に関する資料                       |   |
| 【資料8-1】                                  | 森警察署長宛て北海道庁封筒   |
| 【資料8-2】                                  | 1934年8月27日付見玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡   |
| 【資料8-3】                                  | 1935年5月29日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」                            |
| 【資料8-4】                                  | 1935年5月付北海道庁長官佐上信一宛て「人骨発掘ニ関スル許可願」   |
| 【資料8-5】                                  | 見玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」  |
| 【資料8-6】                                  | 森町旧アイヌ墓地発掘に際する金銭支出記録<br>①「森町出張費」、②「人夫雇用・賃金に関するメモランダム」、③1935年7月16日付「受領証」4枚 |
| 【資料8-7】                                  | 「墓地買入に関するメモランダム」  |
| 【資料8-8】                                  | 森町旧アイヌ墓地(私有地)所有者の戸籍謄本   |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 9 落部村における発掘手続に関する資料           |  |
| 【資料9-1】                       | 1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長萬清治「承諾書送付ノ件」  |
| 【資料9-2】                       | 1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」  |
| 【資料9-3】                       | 1935年7月17日付9A「承諾書」   |
| 【資料9-4】                       | 1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎「人骨発掘許可願」   |
| 【資料9-5】                       | 「土地所有者9A及び所有地に関するメモランダム」   |
| 【資料9-6】                       | 1935年9月3日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」  |
| 【資料9-7】                       | 「落部村メモランダム」  |
| 【資料9-8】                       | 1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」・内訳別紙3枚   |
| 【資料9-9】                       | 1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」   |
| 【資料9-10】                      | 落部村在住者の戸籍・除籍謄本   |
| 10 樺太における発掘手続に関する資料           |  |
| 【資料10-1】                      | 井上善十郎・岡田正夫「樺太旧土人ニ関スル調査研究」(1936年6月)   |
| 【資料10-2】                      | 1936年6月付樺太庁長官今村武志宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「古墳発掘許可願」  |
| 【資料10-3】                      | 「10A 遺骨書類」<br>封筒、①1936年8月付北海道帝国大学医学部長大野精七宛て10B「遺骨提供承諾書」、②1936年8月31日付消印の10C宛て落合源七「葉書」、③1936年8月31日付児玉作左衛門宛て10C「預書」、④児玉作左衛門宛て10D「預書返戻に関するメモランダム」、⑤様式「領収書」 |
| 11 その他の地域におけるアイヌ人骨の収蔵経緯に関する資料 |  |
| 【資料11-1】                      | 1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11B・児玉作左衛門「人骨処分許可願」  |
| 【資料11-2】                      | 1935年付北海道庁長官佐上信一宛て11C「人骨発見届」   |
| 【資料11-3】                      | 1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11C・児玉作左衛門「人骨処分許可願」  |
| 【資料11-4】                      | 1935年9月9日付11D・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵七九三号 指令」  |
| 【資料11-5】                      | 1935年9月11日付消印の北海道庁静内警察署「封筒」  |
| 【資料11-6】                      | 1935年10月12日付11E・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵第八九九号 指令」   |
| 【資料11-7】                      | 1935年10月14日付消印の江別警察署「封筒」   |
| 【資料11-8】                      | 北海道庁長官池田清宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「人骨発掘許可願」  |
| 【資料11-9】                      | 1936年1月11日付児玉作左衛門宛て11F「受領証」  |
| 【資料11-10】                     | 1937年7月5日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第五四五号 指令」   |
| 【資料11-11】                     | 1937年7月6日付児玉作左衛門宛て久遠警察署長「通知」   |
| 【資料11-12】                     | 1937年8月24日付児玉作左衛門宛て釧路市立郷土博物館佐藤直太郎「書簡」  |
| 【資料11-13】                     | 1937年8月27日付11I・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第七〇二号 指令」  |
| 【資料11-14】                     | 1937年11月25日付11J・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」   |
| 【資料11-15】                     | 1938年8月9日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「寅兵第七二一号 指令」   |
| 【資料11-16】                     | 1938年12月7日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「寅兵第一〇九二号 指令」   |
| 【資料11-17】                     | 1939年10月19日付新谷廣治宛て「依頼書」  |
| 【資料11-18】                     | 1941年6月20日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「巳学第九七九号 指令」  |



本稿では、資料に記録されている個人情報を守るため、下記の制限を行う。

(1) 個人情報（氏名、住所に関する記録等）は、私人の場合にあっては当該部分を伏せることとする。

①資料中、氏名の取り扱いは、公人は氏名を表記し、私人の氏名は伏せ字とした。伏せ字の表記方法は、私人が登場するIV章の各節を算用数字で表し、節内での登場順序によってアルファベットを付与し、「(算用数字) (アルファベット)」と表した。

なお、章・節等をこえて同一人物が登場する場合は、初出の伏せ字を用いた。

②資料中、生没年月日・本籍地・埋葬地・性別等については、当該部分を\*により伏せた。

③資料中、住所を記録した部分は、市町村大字の地名までを表示し、それ以降は\*により伏せた。

(2) 重要な個人情報（戸籍・除籍謄本、家族・親族・婚姻に関する記録等）に相当する資料は、資料の翻刻及び収録から除外する。

本稿の巻末には、《巻末資料》として、北大医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収蔵の経緯等に関する資料（児玉作左衛門旧蔵資料）の複写物を収録する。収録にあたっては、資料に記録されている個人情報を保護するため、上記の制限を行った当該部分にマスキングを施した。

なお、資料中、今日の人権意識に照らして不適切と思われる語句や表現については、時代背景と資料そのものを把握するために、原資料のまま、翻刻及び複写物を収録する。

#### IV. 児玉作左衛門旧蔵資料等にもとづく『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』（2013年3月）への追録

##### 1 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（1934年調査）に関する資料

###### 【資料1】「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」

###### 日高国平取地方アイヌ人類学的調査

昭和九年七月十五日ヨリ二十九日ニ至ル二週間ノ期間ニ於テ平取村ニ於テ同地方土人ノ人類学的調査ヲ行ヒタリ。来集セル土人七百余人ノ内ヨリ可及的適當ナル個体ヲ選ビ、二百人以上ニ就キテ計測及ビ撮影ヲナセリ。土人ハ多ク平取村居住者ニシテ尚門別村及ビ胆振国鷓川村ノ居住者モ之ニ加ハレリ。

計測並ビニ撮影ノ総数ハ二百十二人ノ内訳ハ次ノ如シ

|    |            |      |
|----|------------|------|
| 男子 | 最低十六才最高八〇才 | 六十八人 |
| 内  | 十六才以上二〇歳   | 七人   |
|    | 二一歳ヨリ三〇歳   | 二二人  |
|    | 三一歳ヨリ四〇歳   | 一二人  |
|    | 四一歳ヨリ五〇歳   | 五人   |
|    | 五一歳ヨリ六〇歳   | 九人   |
|    | 六一歳ヨリ七〇歳   | 九人   |
|    | 七〇歳ヨリ八〇歳   | 三人   |
|    | 外年齢不明      | 一人   |
| 女子 | 最低一五才最高八〇才 | 一四四人 |
|    | 一五才ヨリ二〇才   | 一六人  |
|    | 二一才ヨリ三〇才   | 三〇人  |
|    | 三一才ヨリ四〇才   | 二三人  |
|    | 四一才ヨリ五〇才   | 二八人  |

|          |     |
|----------|-----|
| 五一才ヨリ六〇才 | 二六人 |
| 六一才ヨリ七〇才 | 一五人 |
| 七一才ヨリ八〇才 | 二人  |
| 外年齢不明    | 四人  |

右材料ノ人種学的純粹度ニツキテハ後ノ計測ノ結果ヲ俟タサルベカラサルモ一般ニ高齢者ニ於テ純粹度高ク若年者ニ於テハ一見混血ノ徵候明カナルモノ少ナカラザリキ。コレ一般來集者ハ診療ヲ受クルコトヲ目的トセルモノ大多数ナルト、此ノ期間ニアリテハアイノ青壯年ハ殆ド他地方ニ出稼キヲナシ、又残留セル健康者モ農繁期ノ故ヲ以テ來集セサリシ等ノ理由ニヨリ、來場セルモノノ内高齢ノモノヨリハ純粹ト思ハル、モノヲ選ブコト容易ナリシモ若年者ハカクノ如キ取捨ノ余裕ナカリシニ依ルモノナリ。故ニ予等ノ最モ遺憾トスルハ代表的ノ壯年アイノ材料（コトニ男子）ノ觀察数が比較的少数ナリシコトニテ、更ニ適當ノ時期（春季）ヲ選ビ壯青年アイノノ歸村ト農事閑散ノ時ヲ利用シテ更ニ調査ヲ施行シ以テ此ノ欠陥ヲ補ハンコトヲ期スル次第ナリ。計測事項ハ大体ニ於テマルチン氏生体觀察カードヲ基礎トシ、少数ノ例外ヲ除キ、男女共全部ノ項ニ亙リ計測ヲ施行シ又指掌紋ヲモ採録セリ。

写真撮影、多数ノ被檢者ヲ比較的短時間内ニ精密ナル人類学的要求ニ準拠シテ之ヲ行フコトノ為メニ特殊ノ方法ヲ用キタリ。

各人毎ニ三メートルノ距離ヨリ正面、正横、斜横ノ三囲ノ胸像ヲ撮影、カメラハライカカメラ、之ニライツ製エルマール焦点距離一〇五ミリノ長焦点レンズヲ附装セリ。此ノ方法ニヨレバカビネ乾板ヲ用キテ焦点距離四十八センチ以上ノ大鏡玉ヲ以テ撮影セルト同等ノ写角度ヲ保有シ、從テ後ノ引伸ニヨリ遠近法ノ誤差極メテ僅微ニシテ写真上ノ計測モ可能ナル程度ノ印画ヲ得ラル、モノナリ。コトニ最近感光乳劑ノ進歩ニ伴ヒ大ナル引伸倍率ニ堪フル高速度微粒子性フィルムヲ得ルコト容易トナリタルガ故ニ人類学的写真ノゴトキ大量撮影ニ向ツテハ本方法ノ利用ハ最モ理想的ナリト信ズ。コレニヨリ或ル程度ノ計測ヲ代用シ殊ニ頭部、顔貌等ノ記載的觀察ノ大部分ハコノ印画ヲ以テヨリ適當ニ表現記録スルコトヲ得ベシ。尚コノ基礎的撮影ノ外ニ顔貌各部ノ細個條ノ記録ノ為ニ別ノライカカメラヲ以テ各人ニツキ近距離撮影ヲナシタリ。

「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（資料1）は、日本學術振興會學術部第八常置委員會第8小（アイヌ）委員會（1933年11月発足）の綜合研究「アイヌノ医学的民族的生物学的調査研究」の「解剖学部」（調査研究分野）による調査概要報告である。200字詰原稿用紙8枚（ペン筆）からなり、作成者・作成時日の記載はなく、未公刊である。

資料1によれば、調査では、1934年7月15～29日、平取地方（平取村、門別村、鵠川村）居住のアイヌを対象として、マルチン氏法にもとづく生体計測、指掌紋採取、胸像写真撮影を実施した。

日本學術振興會は、第8小（アイヌ）委員會「アイヌノ医学的民族的生物学的調査研究」について、「第1回調査ヲ昭和9年7月11日ヨリ29日迄、日高国平取ヲ中心トシタ沙流地方（荷負、二風谷、紫雲古津、貫氣別等）ニ於ケル日高在住ノアイヌ778名（男295名、女483名）ニ就テ行ヒ、又多数ノアイヌ及ビ内地人学童ニ就テ智能並ニマントー反応ノ比較検査ヲ行ツタ」と記しており、資料1はこの調査の一環であったことがわかる。

資料1は、「或ル程度ノ計測ヲ代用シ殊ニ頭部、顔貌等ノ記載的觀察ノ大部分ハコノ印画ヲ以テヨリ適當ニ表現記録スルコトヲ得ベシ」と、顔貌を3方向から撮影した写真は、多数の被験者を比較的短時間で撮影可能であり、「計測ノ代用」となる点を強調している。

山崎春雄（北大医学部解剖学第一講座教授）は、児玉作左衛門（北大医学部解剖学第二講座教授）と共に、日本學術振興會學術部第八常置委員會第8小（アイヌ）委員會の綜合研究「アイヌノ医学的民族的生物学的調査研究」の「解剖学部」（調査研究分野）を担当した。

山崎春雄は、アイヌを写真撮影する研究上の意義について、1938年には「アイヌガ混血或ハ死滅ニ

ヨリテソノ原型ガ急速ニ失ハルルヲ恐レ、極メテ精巧ナル写真法ニヨツテ、純粹或ハ混血アイヌ写真像ヲ作り、コレヲ永久ニ保存セント企テタ。ソノ撮影ハ日高平取附近、石狩近文、胆振千歳、樺太各地、十勝帯広附近ナドデアツテ、総数約1,000人ニ達シテオル<sup>2</sup>と述べている。

また、資料1は、「計測事項ハ大体ニ於テマルチン氏生体観察カードヲ基礎トシ、少数ノ例外ヲ除キ、男女共全部ノ項ニ互リ計測ヲ施行シ又指掌紋ヲモ採録セリ」と、指掌紋採取の調査方法もあげている。指掌紋を資料に用いた論文は、医学部解剖学第一講座助教授岡田正夫「アイヌの指紋掌紋の研究（第一報） 沙流地方アイヌの指紋に就て」（『民族衛生』第4巻第5・6号、1935年12月）を指している。

同論文は、冒頭に「一九三四年七月平取村に於て日本学術振興会第八（アイヌ）小委員会の事業が行はれるに当り、山崎教授に従ひ生体計測並に撮影に従事する事となつた。此好機を利用して傍々手掌紋蒐集をも計画したのである<sup>3</sup>と述べている。

これらの諸点を勘案すれば、資料1に作成者の記載はないが、作成したのは山崎春雄である。

なお、岡田正夫は、上記論文中、指紋の採取方法について、「採印技法に関しては特に述べるを要せぬであらう」と記すのみであった。しかし、掌紋の採取方法については、下記のように記している。

掌紋採印は次の方法に拠つた。綿塊を布片で覆ふて作つたタンポンに印刷インキを含ませ、之を以て掌面を軽打して一様にインキを塗布し、掌面を上に向けて机上に置かしめ、用紙を覆ひ、此紙上を柔き布片塊で擦過したのである。用紙は普通の洋紙である<sup>4</sup>。

資料1は「土人ハ多ク平取村居住者ニシテ尚門別村及ビ胆振国鷓川村ノ居住者モ之ニ加ハレリ」と調査対象者の居住地域を概括したが、岡田正夫は上記論文で「居住部落別」の人数を次のように掲げている。

#### 鷓川流域

珍14、鷓川2、ルベシベ3、切勝1、バロサワ3、生鼈2、中キナウス2、イエナツツ2、似湾7

#### 沙流川流域

新平賀4、紫雲古津14、サルバ9、荷葉11、平取32、二風谷18、ペナコリ7、ホビポエ7、オウコツナイ2、オサチナイ14、フレナイ9

#### 沙流川支流額平川筋

荷負本村1、貫気別5、メム1、ニタツナイ1、上貫気別10、其他1<sup>5</sup>

流域毎の合計は、鷓川流域は36人、沙流川流域は127人、支流額平川筋19人である。男女の別、計測・撮影・指掌紋採取地は不詳である。

山崎春雄が撮影したネガフィルムをもとに作成した「表12 地域別生体撮影人数一覧」（『2013年報告書』25頁）によれば、1934年6～8月に平取では502人（男204人、女298人）を撮影した。

資料1は「或ル程度ノ計測ヲ代用シ殊ニ頭部、顔貌等ノ記載的観察ノ大部分ハコノ印画ヲ以テヨリ適当ニ表現記録スルコトヲ得ベシ」と、写真の有効性を謳っている。しかしながら、山崎春雄が写真を「計測ヲ代用」するものとした事例は見当たらない。

## 2 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的・民族生物学的調査研究」解剖学部に関する資料

「児玉家資料」には、日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会の総合研究

「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」における「解剖学部」（調査研究分野）にかかわる下記の資料が含まれている。

- (1) 「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）
- (2) 「日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部 昭和十年度予算総額」
- (3) 「実施方法詳記」
- (4) 今裕「本年度予算配布」通知

順次内容を紹介する。

【資料2-1】「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）

学第8小委普第3号

日本学術振興会学術部

第8小（アイヌ調査）委員会  
第2回会議記事

第1. 時 所

昭和10年1月21日（月）自午後3時  
至午後9時30分

東京帝国大学医学部生理学教室

第2. 出欠席者

出席者 11名

委員長 永井 潜

委員 有馬英二 井上善十郎 内村祐之  
越智貞見 児玉作左衛門 古屋芳雄  
今 裕 高橋信吉 林 春雄  
山崎春雄

幹事 波多野貞夫臨時出席

第3. 経過

昭和10年1月21日午後3時委員長永井潜司会ノ下ニ開会シ、事業報告ヲナシ、次デ本年度調査準備ニ関スル協議ヲ行ヒ、最後ニ各委員ヨリ、順次ニ昨年度調査成績ノ概要ヲ述ベ、之ニ関シテ意見ヲ交換シ、午後9時30分閉会ス。

(1) 委員長ヨリ前回会議以後ノ処理事項ニ就キテ、次記ノ報告アリ。

(ア) 戸口調査大半完了セルヲ以テ、道庁ヲ経テ、調査ヲ囑託セシ人々ニ謝意ヲ表スベク、礼状ニ記念品（木杯）ヲ添附シテ発送セシコト。

(イ) 右戸口調査表ハ、三通調製シ、一ハ委員長ノ手許ニ、一ハ委員井上善十郎ノ手許ニ、一ハ北海道庁ニ保管スルコトトセルコト。

(ウ) 各委員ニ於テ購入セシ機械、器具、図書等ハ、調査完了ノ上ハ、之ヲ関係学校若クハ学術振興会ヘ移管スルコト。

(エ) 準備金中ヨリ、285円ヲ振興会ニ返納セシコト。

(2) 委員越智貞見ヨリ、調査地ニテ診療ヲ受ケシ「アイヌ」ガ、札幌ニ来リ北大附属病院ニ入院ヲ乞フ者アリ、病院ニ於テ施療ノ「ベッド」満チ居ル時ハ、之ヲ如何ニスベキヤニ就キテ申出アリ、結局、斯ル場合ハ道庁ニ費用ノ援助ヲ乞フコトニ努力スベキコトニ決シ、委員今裕主トシテ之ニ当リ、尚本道長官上京ノ機会ニ於テ、委員長ヨリ、長官ノ諒解ヲ得ベクカムルコトトナレリ。

(3) 「アイヌ」ノ遺骨発掘ガ、アイヌ統治政策ニ妨ヲナスノ理由ヲ以テ、昭和9年10月

19日ヲ以テ、人骨発掘ニ関スル庁令ヲ公布セリ。勿論或ル程度ノ取締ヲナスハ、必要ノコトナランモ、余リニ之ニ拘泥シテ、学術上ノ調査ニ不便ヲ与フルコトナキ様、道長官ノ了解ヲ求メタキ旨、委員兎玉作左衛門ヨリ發議アリ。之ヲ可決シ、委員長及委員今裕等之ニ当ルコトトセリ。

(4) 昭和10年度調査ノ準備中時処ノ選定ニ関シテ準備委員タル委員山崎春雄ヨリ、次ノ報告アリタリ。

(ア) 浦河支庁管内静内町附近ニハ8月中旬、昆布採取ノ為、「アイヌ」ノ壮年男女海岸ニ集来スルヲ以テ、此ノ機会ヲ利用シ、彼等ガ仕事ニ入ラザル直前ニ、調査ヲ行ヘバ、一挙ニ多人数ノ材料ヲ得ン。

(イ) 尚ホ之ニ先立チテ、室蘭白老地方ノ「アイヌ」調査ヲ遂行スルコトトナシ、其ノ準備ニ関スル調査ヲ、山崎、井上、内村3委員ニ囑託セリ。

(ウ) 調査期間ハ室蘭白老地方約2週間、静内地方約2週間ノ予定。

(5) 昭和10年度各部予算ハ、遅クモ2月末日迄ニ委員長ノ手許ニ提出スルコト。

(6) 解剖(山崎、兎玉)、生理(永井)、生体測定(古屋)、病理(今)、精神(内村)、衛生(井上)、内科(有馬)、眼科(越智)、皮膚(高橋)ノ順序ヲ以テ9年度調査ノ概要ヲ述べ、各自意見ノ交換ヲ行ヒ、頗ル有益ナリキ。其ノ発表ハ他日ニ譲ラントス。

(以上)

「第8小(アイヌ調査)委員会第2回会議記事」(資料2-1)は、1935年1月21日に開催した第2回日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小(アイヌ)委員会の議事録である<sup>6</sup>。洋紙2枚(タイプ印字)よりなり、封筒に収められている。封筒の宛先は兎玉作左衛門、差出人は日本学術振興会学術部(東京市麹町区虎ノ門文部省内)、消印は「10.4.15」とあり、1935年4月15日付消印の封書である。封筒余白には「会議記事」とゴム印が捺されている。日本学術振興会学術部は、「会議記事」(議事録)を、兎玉作左衛門を含む日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小(アイヌ)委員会の全委員宛に送付したものと考えられる。

資料2-1によれば、1935年1月21日開催の第2回第8小(アイヌ)委員会において、兎玉作左衛門は「「アイヌ」ノ遺骨発掘ガ、アイヌ統治政策ニ妨ヲナストノ理由ヲ以テ」北海道庁が発した「人骨発掘ニ関スル庁令」(北海道庁令第八十三号「人骨発掘発見ニ関スル規程」1934年10月19日公布)について言及し、「勿論或ル程度ノ取締ヲナスハ、必要ノコトナランモ、余リニ之ニ拘泥シテ、学術上ノ調査ニ不便ヲ与フルコトナキ様、道長官ノ了解ヲ求メ」たいと發議し、「人骨発掘ニ関スル庁令」に対する方策をとるよう委員会に求めた。これを受けて、委員会は、委員長である東京帝国大学医学部長永井潜と委員である北大医学部教授今裕が北海道庁長官に折衝すると決定した。

委員会が永井潜・今裕に託した北海道庁長官との折衝経緯を示す資料は見当たらない。しかしながら、北海道庁学務部長と北大医学部長との間で、後述する北海道庁学務部長宛て北海道帝国大学医学部長の依頼文書「北大医基秘第八五号」(1935年4月25日付/資料5-4)と、北海道庁学務部長からの応答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」(1935年5月3日付/資料5-5)が取り交わされている。折衝結果は両文書として具現化したものと考えられる。

資料2-1には、「戸口調査」に関する記載があり、①戸口調査が「大半完了」したこと、②調査の囑託者へ謝礼を送付すること、③戸口調査表は委員長・井上善十郎委員・北海道庁がそれぞれ保管することと述べている。

この戸口調査に関する記述は、「[1934年度]各地調査ニ先チテ北海道庁ノ援助ニヨリ百数十名ノ人ヲ動員シテアイヌ戸口調査ヲ行ツタ」(『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第1回 昭和11年5月』)、「[1934・1935年度の]戸口調査ニヨツテ得タ資料ヲ Vital statistic〔人口統計〕ノ見地カラ整理スル為メ、之ヲ理学博士寺尾新ニ依囑スルコトトシテ居ル」(同)との記述に照応している<sup>8</sup>。

1934・1935年度「戸口調査表」の所在は不詳である。寺尾新に依嘱する予定とある整理作業の結果は、実際に依嘱したかどうかも含めて不詳である。

なお、『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』には、「第3回調査地トシテ樺太ヲ選定シ、11年7月中旬ヨリ約2週間ヲ期間ト定メ、委員井上善十郎及び山崎春雄之レガ準備ニ任ジ、且ツ樺太庁豊原病院長九鬼左馬之助ニ準備ニ関スル事務ヲ囑託シ、多蘭泊、野田、白浜、オタス、新間等ニ於ケル樺太アイヌ約4,000ニ就イテ調査シ、資料ノ基本タルベキ戸口調査ニ基キ、夫々専門担当委員ニヨツテ調査研究ヲ進メタ」とあり、1936年7月中旬ヨリ樺太アイヌ約4,000戸に対して戸口調査を実施したと述べている<sup>9</sup>。

「樺太アイヌ約4,000ニ就イテ調査」した1936年度の調査資料の所在も不詳である。

【資料2-2】「日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部 昭和十年度予算総額」

日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部  
昭和十年度予算総額 3324<sup>円</sup>.88

内訳

人件費

出張旅費

1. アイヌ遺骨発掘<sup>10</sup>ヲ北海道十勝帯広市及渡島森町方面ニ行フ予定。  
日数ハ最少限度20日間。発掘体数最少限度40体ノ予定。

|       |           |                      |
|-------|-----------|----------------------|
| 教授二名  | 各20日間 右手当 | 金額                   |
| 助教授一名 |           | 920 <sup>円</sup> .00 |
| 講師一名  |           |                      |
| 助手二名  |           |                      |
| 汽車賃   | 157.12    |                      |

2. 胆振アイヌ生体測定並ニ撮影。

日数ハ約2週間。場所ハ胆振国虻田町（暫定的）トシテノ計算。

|      |          |                      |
|------|----------|----------------------|
| 教授一名 | 各2週間 右手当 | 308 <sup>円</sup> .00 |
| 助手二名 |          |                      |
| 汽車賃  |          | 27.76                |

祭祀料 A. 墓地発掘ノ際ニ遺族ニ贈呈 [ 1体 20<sup>円</sup>.00 ]  
40体分 ] 800<sup>円</sup>.00

B. 屍体提供ノ際遺族ニ贈呈 [ 1体 100<sup>円</sup>.00 ]  
5体分 ] 500<sup>円</sup>.00

人夫賃 遺骨発掘ノ際 2人20日間 52<sup>円</sup>.00

物件費

|                       |        | 単価   | 金額     |
|-----------------------|--------|------|--------|
| 発掘骨骼運賃                | (40体分) | 1.00 | 40.00  |
| 骨骼収容木箱                | (40個)  | 2.50 | 100.00 |
| 発掘並ニ荷造材料（白布、綿、紐、新聞紙等） |        |      | 20.00  |

|      |       |       |               |
|------|-------|-------|---------------|
| 写真材料 |       |       | 150.00        |
| 屍体運賃 | (5体分) | 50.00 | <u>250.00</u> |
|      |       | 合計    | 3324.88       |

「日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部 昭和十年度予算総額」（資料2-2）は、日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族的生物学的調査研究」解剖学部の1935年度予算要求書である。洋紙2枚（ペン筆）よりなり、作成時日の記載はないが、資料2-1に「昭和十年度各部予算ハ、遅クモ2月末日迄ニ委員長ノ手許ニ提出スルコト」とあることから、資料2-2は1935年1月21日以降2月末日までの間に、「アイヌ総合研究 解剖学部」を担当していた山崎春雄・児玉作左衛門が作成した1935年度予算案であると考えられる。

資料2-2で予算要求している計画は、①帯広市・森町方面においてアイヌ遺骨40体を発掘すること、②アイヌ屍体5体の提供を受けること、③胆振地方（暫定的な案として虻田町）においてアイヌ生体計測・写真撮影を行うことである。

資料2-2は、「遺族ニ贈呈」する「祭祀料」として、①墓地発掘の際には1体につき20円（40体分で計800円）、②屍体提供の際には1体につき100円（5体分で計500円）、総計1,300円を計上した。

### 【資料2-3】「実施方法詳記」

#### 実施方法詳記

##### 第一 予算

総額 3,210<sup>円</sup>.00

##### 内訳

##### 物件費

| 器具機械費   |     | 単価    | 金額     |
|---------|-----|-------|--------|
| 骨骼撮影用卓子 | 1台  | 50.00 | 50.00  |
| 骨骼収容木箱  | 30ヶ | 3.00  | 90.00  |
| 材料及雑品費  |     |       |        |
| 荷造及運賃   |     |       | 50.00  |
| 屍体運賃    | 5体分 | 50.00 | 250.00 |
| 防腐保存材料  |     | 10.00 | 50.00  |
| 薬品衛生材料  |     |       | 45.00  |
| 写真材料    |     |       | 150.00 |
| 出版費     |     |       | 300.00 |
| 諸雑費     |     |       | 5.00   |

##### 人件費

|       |              |               |          |
|-------|--------------|---------------|----------|
| 出張旅費  |              |               | 800.00   |
| 但シ教授  | 2名10日        |               |          |
| 助教授   | 1名20日        |               |          |
| 助手    | 2名20日        |               |          |
| 祭祀料   | 墓地発掘ノ場合遺族ニ贈呈 | 20.00         | 500.00   |
| 〃     | 屍体提供ノ場合遺族ニ贈呈 | <u>100.00</u> | 500.00   |
| 臨時雇員費 | 1名1年         |               | 390.00   |
| 人夫費   | 30日          | 1.00          | 30.00    |
| 合計    |              |               | 3,210.00 |

## 第二 実施方法

### (一) 資料ノ蒐集

#### 骨骼ノ蒐集

北海道ノ土壤ハ概シテ酸性強ク、土中ニ於ケル骨質ノ保存ガ甚ダ不良デアル。之ガタメ荒廢セル墓地遺跡ノ如キハ对人的交渉ノ要ナク発掘容易ナルモ、吾人ノ目的ニ適フ材料ノ出土ハ全ク期待シ得ナイ。従来ノ経験ニヨレバ埋葬後15年以上ヲ経タルモノハ已ニ骨質ノ腐蝕甚シク、最早科学的研究対象トシテノ価値乏キヲ常トス。因テ埋葬時日明カナルモノヲ調査シ、其ノ遺族ヲ勸説シテ遺骸ヲ学術研究ノタメ本大学ニ寄贈セシムル方法ヲ撰ンデ居ル。

其結果ハ極メテ良好デアツテ毎ニ適確ニ完全骨骼ヲ収メ得。斯様ニシテ蒐集シタ我教室所蔵ノアイヌ人骨骼ハ総テ新鮮屍ヲ洒曝シタルモノニ比シテ決シテ遜色ヲ見ナイ。

総テ文書ニヨル交渉ハ不可能デアルカラ事毎ニ必ズ我々ガ現地ニ出張スル必要ガアリ然モ次ニ述ヘル様ナ理由デ意外ニ長時日ノ滞在ヲ余儀ナクセラル。即チアイヌ人ハ全部落民ノ相談ノ上デナクテハ、些事ト雖モ個人的ニハ決裁シ得ナイ習慣デアルカラ、況ンヤ慣例習俗ヲ超越シタ墓地発掘ノ如キ重大事ハ一朝一夕ニ応諾ヲ決シ兼ヌル。酋長宅ニ催サレル相談会ハ一問一答実ニ時間ノ感念ヲ超越シタ悠長ナモノデアルガ我々ハ其席ニ列シテ連日徹宵辛勞強ク説得ニ努メルノデアル。

其ノ間或ハ診療ニ従事シ或ハ習慣ニ依ツテ饗応シ又ハ会合参加ノタメ生業ヲ休ムモノニハ然ル可キ手当ヲ支給スル場合モアル。

墓地発掘ニ応スル遺族ニハ祭祀料ヲ贈ルガ之ハ学内ニ於ケル解剖ノ場合ト敢テ異ルトコロハナイ。

発掘其ノモノハ天日ヲ覆フ丈余ノ雑草ト群ル蚊虻トノ苦闘デアルガ、之ハ必ズシモ吾人ノ苦痛トスルトコロデハナク、寧ロヨリ対ヘ難キハ非衛生極マル部落ニ滞在シ時間ヲ無視シタ会合ニ連リ、共ニ焼酎ノ杯ヲ挙ゲナケレバナラヌ事トモデアル。

#### 屍体ノ蒐集

アイヌ居住地ノ保導員（方面委員）ニ屍体寄贈ノ斡旋ヲ依頼シ置キ死亡者アル毎ニ直ニ現地ニ出張シ勸誘説得スルハ骨骼ノ場合ト同様デアルガ、其ノ経費ノ増加ハ当然デアル。祭祀料ニ関シテハ嘗テ結局不調ニ終リタルモ、白老部落ヨリ500円ヲ要求セラレタル経験アリ。此ノ場合モ決シテ個人的ノ要求デハナク、全部落民ノ相談ノ結果デアルカラシテ、日本人相手ノ場合ト余程趣ヲ異ニスル点ハ注意ヲ要スル。

### 参考 昭和六年九月ニ行ヒタル骨骼蒐集旅行ノ摘要

経費総額 684<sup>円</sup>.00

#### 内訳

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 出張旅費手当     | 510 <sup>円</sup> .00 |
| 但シ 助教授（岡田） |                      |
| 助手 2名      |                      |
| 期間 29日間    |                      |
| 行先 日高浦河町地方 |                      |
| 祭祀料 8人分    | 174 <sup>円</sup> .00 |
| 合計         | 684 <sup>円</sup> .00 |

浦河町ヲ中心トシタルアイヌ部落、様似、東幌別、向別、杵臼、荻伏、姉茶、野深等ヲ調査シ合計八体ノ完全骨骼ヲ得タリ其ノ間ノ荷造運搬、人夫賃等ノ諸経費ハ総テ旅費手当ヨ



り個人ノ支出トシタ。

(二) 研究方法 省略

(三) 業績出版 省略

「実施方法詳記」(資料2-3)は、作成者・作成時日の記載はないが、第8小(アイヌ)委員会解剖学部の1935年度予算要求書である資料2-2と内容が酷似している。日本学術振興会学術部第八常置委員会に資料2-2が検討に供された後のある段階を、資料2-3は示していると考えられる。

資料2-3は洋紙5枚(謄写版)からなり、1枚目の余白には「第8常置委員会援(2)25」と押印・記載(8と25はペン筆)がある。やや時期を下るが、日本学術振興会「一般援助補助用第1様式ノ1」(日本学術振興会編・発行『昭和十六年八月 日本学術振興会要覧』1941年、78頁)に「第 常置委員会援( )」とあることに鑑みれば、「第8常置委員会援(2)25」は、詳細は不明ながら日本学術振興会における書類整理上の区分である<sup>11)</sup>。

資料2-3の要点は以下のようにまとめられる。

- ①アイヌ居住地(コタン)から墓地発掘・人骨収受の了解を得るには、現地に出向き意志決定過程に立ち合う必要があり、長時間を要する。
- ②墓地発掘の場合には「祭祀料」を1体につき20円(25体分500円)、屍体提供の場合には1体につき100円(5体分500円)を遺族に贈呈する。遺族への「祭祀料」贈呈は「学内ニ於ケル解剖ノ場合」と同様の措置である。
- ③墓地発掘は、腐蝕が進んでいない埋葬後15年未満が望ましいため、埋葬時日・被埋葬者が明らかなアイヌ人骨を調査・発掘し、収受する。
- ④アイヌ居住地の保導員(方面委員)に屍体寄贈の斡旋を依頼し、死亡者ある毎に現地に赴き、遺族に懇請し、説得することとした。

児玉作左衛門等は、発掘・収受の対象となるアイヌ居住地に赴き、居住地のアイヌの「全部落民相談ノ上デナクテハ、些事ト雖モ個人的ニハ決裁シ得ナイ」長時間の意志決定過程に立ち合っている。児玉等は「一問一答実ニ時間ヲ感念ヲ超越シタ悠長ナ」その過程に苛立つ本音を漏らしてはいるものの、実際には「辛棒強ク説得ニ努メル」と記している。発掘・収受の了解を得るに当たり、アイヌの伝統的合意形成のあり方に協調して進めようとする姿勢を示している。

この間、児玉等はアイヌに対して「饗応」を行うと記している。「焼酎」などの酒類を差し入れ、酒宴を開いたことを示している。しかし、「饗応」は児玉等側が一方的に催したのではなく、「習慣ニ依ツテ饗応シ」との表現から、アイヌ側の「習慣」に基づいた「饗応」と解するのが自然である。例えば、1878年8月に平取を訪れたイギリス人イザベラ・バードは、同地のアイヌについて「人をもてなすことはすべてのアイヌの「慣習」となっている。彼らは私の場合だけでなく客人はだれであれ迎え入れ、最善を尽くす。最上の座[横座]をあてがい、贈り物をし、帰っていく時には雑穀を蒸して作った団子[シト]を持たせるのである」<sup>12)</sup>と記している。児玉等が記述した「饗応」は、差し入れを持ち来たった来訪者(児玉等)と、来訪者を迎え入れもてなすアイヌ側の双方向的な催しであったと推測できる。

このように児玉等が、アイヌ側の了解を得ることに腐心している理由は、発掘・収受する人骨の埋葬時日・被埋葬者の特定が必要であり、その特定には遺族の協力が不可欠なためである。研究遂行上、腐食が進行していない「完全ナル骨骼」を収受しようとしたのであり、換言すれば民族的出自が明らかな遺体を譲り受けようとしたのである。

1929~1933年当時の「学内ニ於ケル解剖ノ場合」の「祭祀料」は、篤志者の病理解剖・全身解剖ではそれぞれ15円以内・50円以内、官費入院患者の病理解剖・全身解剖ではそれぞれ10円以内・30円以内と定めていた<sup>13)</sup>。児玉等による発掘・収受の際の「祭祀料」もこの「学内ニ於ケル解剖ノ場合」に準拠している。発掘・収受に伴う「祭祀料」の贈呈は、学内における病理解剖・全身解剖と同様に、

研究者の側からの研究協力・理解への誠意、死者・遺族への敬意と捉え得る。

「アイヌ総合研究 解剖学部」が「アイヌ居住地ノ保導員」に依頼した斡旋の諸相は不詳だが、「アイヌ総合研究 解剖学部」を担当した北大医学部と行政との接点の存在は看過し得ない。

資料2-3の文末に「参考」として付してある「昭和六年九月ニ行ヒタル骨骼蒐集旅行ノ摘要」には、1931年9月、「浦河町ヲ中心トシタルアイヌ部落、様似、東幌別、向別、杵臼、荻伏、姉茶、野深等ヲ調査シ合計八体ノ完全骨骼ヲ得」て、8人（8体）分の「祭祀料」174円を遺族に贈呈したと記述がある<sup>14</sup>。上記「摘要」は、文中に「助教授（岡田）」とあるように、岡田正夫（北大医学部解剖学第一講座助教授）等が1931年9月に行った浦河町方面におけるアイヌ人骨発掘・収受にもとづいている。「祭祀料」の内訳は不詳であるが、アイヌの「骨骼蒐集」には「祭祀料」、発掘・持ち運びに伴う様々な費用を含む多額の旅費手当が必要となることを実例として示している。

#### 【資料2-4】今裕「本年度予算配布」通知

拝啓

只今永井委員長ヨリ本年度予算配布左記ノ通り決定ノ旨申来り候ニ付此段御通知申上候尤モ現金配布ハ七月中旬ト申来り候へ共七月事業開始ノ班ニ差支候ニ付至急配布方重ネテ申遣ハシ置キ申候

六月二十七日

今 裕

殿

記

|           |        |
|-----------|--------|
| 解剖（山崎、児玉） | 1,800  |
| 精神（内村）    | 1,800  |
| 生体測定（古屋）  | 1,800  |
| 診療班（有馬）   | 1,800  |
| 病理（今）     | 1,500  |
| 生理（永井）    | 1,500  |
| 衛生（井上）    | 1,500  |
| 内科（有馬）    | 1,500  |
| 眼科（越智）    | 1,500  |
| 皮膚科（高橋）   | 1,500  |
| 準備金       | 1,800  |
| 計         | 16,500 |

今裕「本年度予算配布」通知（資料2-4）は、第8小（アイヌ）委員会の予算配当に関する通知文書である。資料2-4は洋紙1枚（謄写版）からなり、題名がないため、便宜上、上記名称を付した。発信者名は今裕（北大医学部教授）であり、受信者名は空欄だが、委員会委員を担った医学部教授の各自に配布したものと考えられる。

資料2-4には「永井委員長ヨリ本年度予算配布左記ノ通り決定ノ旨申来り候」とあるが、委員長永井潜からの通知文書は見当たらない。

資料2-4では予算配布総額が16,500円と記されており、下記に掲げる一覧表「特別及ビ小委員会並ニ物理探鉱試験所ノ一般」中の「アイヌ総合研究」（1933～1937年度）予算の1935年度分合計金額が16,200円であることと近似している。資料2-4の作成時日は「六月二十七日」とあるのみだが、作成年は1935年であると推定できる。

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 1933年度 | 2,000円               |
| 1934年度 | 18,000円              |
| 1935年度 | 16,200円              |
| 1936年度 | 12,880円              |
| 1937年度 | 9,850円 <sup>15</sup> |

「アイヌ総合研究 解剖学部」の1935年度予算要求額は、先述した「実施方法詳記」（資料2-3）では3,210円であったが、資料2-4で措置された予算は1,800円（資料2-3計上予算案の約56%）であった。措置された予算にもとづく執行計画・決算は不詳である。

### 3 「日高十勝方面旧土人調査」（1935年調査）に関する資料

#### 【資料3】中野征紀・塩田勲「日高十勝方面旧土人調査報告書」

日高十勝方面旧土人調査報告書

中野征紀  
塩田勲

九月一日 日曜日 晴

札幌苗穂午前六時一分発、午後二時半三石にて汽車をバスに乗り換へ浦河に至る。途中山道は連日の雨の為に崖崩れあつて為に徒歩連絡をなす。三時半様似着。

様似村長大石晃弘氏を訪問<sup>ママ</sup>し、村勢一覧表を貰ひ旧土人の状態等を聞く、左の如し。

| 年次    | 戸数 | 人口  |     |     |
|-------|----|-----|-----|-----|
|       |    | 男   | 女   | 計   |
| 昭和九年度 | 七七 | 一四九 | 一六六 | 三一五 |

村長と共に墓地に赴く、旧土人の遺骨は三体らしく荒れ果てた跡を見るのみだつた。明日訪問予定の岡田村、二七村の3A（旧土人にして村会議員）、熊崎直平（元土人学校長）の両氏へ村長より照会状を書いて貰ふ 岩手旅館宿泊。

九月二日 月曜日 晴

岡田村へ赴く。丁度機悪しくアイノの小児が杏桃の中毒死を来した為その葬儀で村中の人々が集り大混雑らしく其処を素通りして熊崎氏を訪問したが同氏は案にたがはず葬儀に列してゐた。面会出来ないで近所の雑貨屋の老人に現在の墓地や往年の墓地の様子を聞き老人に案内して貰ふ。往年の墓地といふ所は現在は国有地となつて居り、アイノ特有の東西に互る凹地を小路に面した所だけでも十五ヶ不确实の凹地五ヶ発見出来た。

帰途熊崎氏面会出来たが酔の為要領を得なかつた。熊崎氏の話によれば様似川口の丘に往年墓地のあつた由で其処も調査したが未詳であつた。それより幌泉に至り亀屋旅館に一泊。

九月三日 火曜日 晴

朝の散歩に四拾年前に幌泉へ来たと云ふ老人に新岸内には往年アイノの住んで居たと聞く、幌泉村長松浦作蔵氏を役場に訪問する、同村登記所附近は古墳であつたと聞く。新岸内の様子等も聞けば村長は同地を案内して下され尚同地の3B氏をも照会して下さつた。

新岸内に3B氏を訪へば海焼けした顔に笑を堪へて「さうか、それならおらが小供の頃畑を起す時にシヤリコンベ見たいなもんが出て来て、おらあー南瓜だんべと思つて竹づゝぼや木のボンコささして遊んだでや。」との話、余等は喜んで同氏の云ふ其の地を案内して貰ふ。一ヶ所は同村3C氏所有の土地で櫛が植はつて居り、确实な凹地十四ヶ発見、他の一ヶ所は3D

(旧土人) 所有の地で凹地四ヶ発見、そこでは手拭ひを裂き目標として置いた。土壤は酸性らしく三四拾年位を経過したらしい。

それより徒歩で小越へ向けて出発した。

歌露にて3E氏訪門、同氏宅に使用人だつた旧土人を土葬してある由を聞く。焼別、オシヨロスケ、油駒等、石楠花で有名な部落を経小越の駅通一泊。

九月四日 水曜日 晴

小越村の3F(旧土人)氏訪門、小越よりエリモ岬へ行く途中の沢に往年の墓地があつたと聞いたが調査の結果は不確実であつた。

同じく徒歩で桜の名所庶野に向け出発、途中アイノ沢、苔別を調査したが不詳

庶野の駅通、3G氏宅に宿を取ることにした。夕食後同氏の話によれば、3H氏が行路病の旧土人(3I)を世話して3H氏の墓地に埋葬した由を承り同夜3H氏は余等の室をわざへ訪ねて下さつて明朝案内すると申して帰る。

九月五日 木曜日 晴

3H氏の案内で3Iの墓地へ出掛けた。3I〔(3Iの漢字名)〕は\*\*\*年\*\*月\*\*日死亡の由。

バスにて広尾に向けて出発、途中猿留にて3J老人(\*\*\*才)を訪ねて様子を聞いたが猿留には旧土人が居なかつたさうである。3K方に泊る。

九月六日 金曜日 霧時々晴

広尾村長小崎栄吉氏訪門、佐野住職3L、丸山公園の3M氏等を照会して貰ふ。上記諸氏を訪門したが皆不在。

余等は丸山小丸山を調査したが不明であつた。同夜3L氏訪門して停車場への国道より海岸よりの一帯が古墳であると聞いたが、もう人家と道路と畑になつて居て不明であつた。

同夜も3K氏宅に宿泊。

九月七日 土曜日 晴

午前九時十五分の帯広行きの汽車で野塚に到る。村長照会の3N氏を訪門する。上野塚に墓地あると聞き、区長3O氏へも面会したく上野塚に赴く。同氏に土葬せる旧土人の骨格寄贈の運動を御願ひする。豊似の後藤郵便局長を訪ねたが不在。3P氏方に宿泊。

九月八日 日曜日 晴

3P氏と共に後藤郵便局長訪問。同氏の墓地だつたと聞き知れる所を見に行く。不確実だつた。

九月九日 月曜日 雨

終日雨天の為 為すことなく暮れる。

九月十日 火曜日 雨

雨の中を出掛け大樹に到る。村長中村佐久彌氏不在、書記に様子を聞く。\*月の末に死亡した俗称3Qの骨格を寄贈して貰ふ様に相談したが遺族が其の後判明したとのことであつた。尚3Qの戸籍に関しては次の様であつた。

本籍地 広尾郡大樹村大字歴舟村\*\*\*

戸主 無職

所在地 右同上

死亡者氏名並生年月日

〔3Qの漢字名〕

\*\*\*年\*月不詳

性 \*

死亡ノ時        \*\*\*年\*月\*\*\*日  
埋葬            \*\*  
葬儀者         3R

\*\*\*〔埋葬場所〕に調査に行きたかつたが雨の為に遂に断念して帯広に到る。3S氏宅に宿泊。

九月十一日 水曜日 晴

3S氏の照会で大津村尋常高等小学校長田村要一氏訪門、同氏の案内で大津村役場を訪門、村長不在、主席の方に様子を聞く。

十勝太辺りの有望な事を聞いた。

九月十二日 木曜日 晴

午前七時半の汽車で帰札の途に就く。午後四時十七分札幌駅着。

中野征紀・塩田勲「日高十勝方面旧土人調査報告書」（資料3）は、中野征紀・塩田勲が、9月1日に札幌を発ち、9月12日に帰札するまでの間、様似郡・幌泉郡・広尾郡内の各村においてアイヌ墓地・アイヌ墓を調査し、埋葬アイヌの所在を把握した際には北大への寄贈を働きかけたことを示した報告原稿である。

手稿である資料3は、北海道帝国大学医学部罫紙12枚（ペン筆）からなる。作成時日の記載はないが、資料3に記載してある日付と曜日が、日本学術振興会「アイヌノ医学的民族的生物学的研究」に北大医学部がかかわった1933～1937年度の間で1935年9月の暦と一致している。執筆者中野征紀・塩田勲は、ともに北大医学部解剖学第一講座助手である<sup>17</sup>。2人が「日高十勝方面旧土人調査」にしたがったのは1935年9月であり、報告書作成は調査終了直後であろう。

しかしながら、1935年度研究調査報告書である日本学術振興会編・発行『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第2回 昭和12年5月』は、「第2回調査」（1935年度）の項に、山崎春雄が近文において「生体測定並ニ撮影ヲ行ツタ」<sup>18</sup>と記すのみで、「日高十勝方面旧土人調査」への言及はない。日本学術振興会編・発行『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』は、先述したように、山崎春雄の調査研究として「撮影ハ日高平取附近、石狩近文、胆振千歳、樺太各地、十勝帯広附近ナド」と記していた。日本学術振興会編・発行『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第4回 13年度 昭和14年5月』においても同一の記述があるに過ぎない<sup>19</sup>。

管見の限り、資料3が刊行された形跡は見当たらない。資料3は、中野征紀・塩田勲が解剖学第一講座教授の山崎春雄に宛てた報告書と考えられる。

「アイヌ総合研究 解剖学部」において、山崎春雄が担ったのは、先述したとおり、アイヌ民族の生体計測と写真にもとづく頭部計測にあった。にもかかわらず、資料3は、解剖学第一講座が解剖学第二講座の児玉作左衛門と同様に、アイヌ墓地・アイヌ墓を調査し、アイヌ人骨・遺体の収受を企図したことを示している。資料3が、解剖学第一講座のその後の調査研究にどのような意味をなしたのかは不詳である。

#### 4 「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」（1936年調査）に関する資料

##### 【資料4】山崎春雄「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」

旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定

委員 山崎春雄

昭和十一年二月三日ヨリ十一日ニ於ケル〔至ル〕九日間ニ於テ委員外岡田助教授塩田中野両助手、旭川市郊外近文ニ於テ部落内旧土人ノ生体測定及び写真撮影ヲ行ヘリ 冬期ヲ撰ビタル

ハ独乙ニ注文シタル機械ノ到着ガ延引シタルト冬期間農閑及ヒ出稼ギ人ノ帰村セル時期ヲ以テ最モ調査ニ好都合ナルベキコトヲ考慮セルニ依ル

部落民ニ調査ノ趣意ヲ理解セシメナルヘク多数ノ参集ヲ得ルタメ予メ二回ニ互リ近文ニ準備ノタメ出張シテ部落有志、旭川市当局ト懇談シ、酋長4A氏ノ住宅ノ一部ヲ借受ケ調査場ノ準備ヲナセリ

調査ヲナシ得タル個体数ハ左ノ如シ

総数 百八十六〔四〕例

|     |        |   |      |
|-----|--------|---|------|
| 内 男 | 成年 六十  | } | 八十二例 |
|     | 児童 二十二 |   |      |

|   |        |   |      |
|---|--------|---|------|
| 女 | 成年 七十七 | } | 百〇二例 |
|   | 児童 二十五 |   |      |

〔以下片仮名ニセヨ〕因ニ近文部落の人口は男百三十七人女百五十五人総計二百九十二人にして其内幼児、老病者、若十の出稼人を除外する時は今回の調査は殆ど部落民の全部を網羅したるものと云ひ得べし。

調査事項 人類学的計測及び精密なる写真撮影、頭部の精密なる生体測定と並用して正確なる三方面よりの写真撮影を各人に就き施行し約六百枚の撮影をなせり。其の目的の為にライツ工場の製作に係る新製の二十センチ望遠レンズを使用し、四米の距離に於て撮影をなせり。

計測事項は目下整理中に属す。

尚此の期間中に今一ヶ所適當なる部落を撰びて同様の調査を実施する意向なり。

山崎春雄「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」(資料4)は、1936年2月3～11日に医学部解剖学第一講座が実施した、旭川市近文におけるアイヌの生体計測・写真撮影の報告原稿である。「委員 山崎春雄」とあるように、第8小(アイヌ)委員会による調査の一環である。資料4は、「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」(資料1)と共通の方法による調査であった。

手稿である資料4は、北海道帝国大学医学部罫紙3枚(ペン筆)からなる。赤鉛筆で訂正指示(上記では〔 〕内の文字)がある。生体計測・写真撮影に関する山崎春雄の報告は、総字数210余字の「旭川市近文「アイヌ」部落ニ於ケル「アイヌ」人ノ生体計測」(「日本學術振興会第八小委員会研究発表」、『日本聯合衛生学会々誌』第8巻、1936年7月)<sup>20</sup>が従来判明していたほとんど唯一の文献であった。資料4と「旭川市近文「アイヌ」部落ニ於ケル「アイヌ」人ノ生体計測」とでは、題名・内容ともに酷似しているが、両者の関連は不詳である。

資料4には「計測事項は目下整理中に属す」とあるが、計測事項とその整理結果を示す資料は見当たらない。

資料4は「此の期間中に今一ヶ所適當なる部落を撰びて同様の調査を実施する意向」と旭川市近文以外の地域で調査をする意向を示しているものの、山崎春雄が撮影したネガフィルムをもとに作成した「表12 地域別生態撮影人数一覧」(『2013年報告書』25頁)によれば、1935年度に撮影したことを確認できるのは、1936年2月に旭川(近文)において撮影した事例のみである。

## 5 北海道庁警察部による児玉作左衛門取り調べ再考

「児玉家資料」には、児玉作左衛門と北海道庁令第八十三号「人骨発見発掘ニ関スル規程」(1934年10月19日公布)とのかかわりを示す以下のような資料が含まれている。

(1) 児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」

- (2) 「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）〔資料2-1より一部再掲〕
- (3) 「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」〔資料8-5の一部〕
- (4) 1935年4月25日付北海道庁学務部長長橋茂男宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」
- (5) 1935年5月3日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」（亥兵第三七四号）

順次内容を紹介する。

【資料5-1】 児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」

- 7月22日 第一 5A
- 7月23日 夜 5B 来、5C ニ200立替、安田銀行ヨリ取ル 松田費急 第二 5A
- 7月24日 礼 最初ノ日
- 7月25日 松田局長来ル 書類長官宛トセヨ、 夜警察部長訪問
- 7月26日 書類提出 衛生課訪問、書類長官宛トセヨ、礼最後ノ日、暑キ日、松田、5D、青木八雲へ？
- 7月27日 伊藤夜立ツ、書類提出 衛生課訪問、青木氏八雲へ
- 7月28日 昼餐会出ナイ、夕 伊藤帰宅、雨
- 7月29日 午前、耳鼻科、午後 謡
- 7月30日 今、井上
- 7月31日 山崎
- 8月1日 5E 訪問
- 8月2日 5E ヨリ電話、500、皆ニ分配 正宗来
- 8月3日 午後教授会、今氏宅
- 8月4日 Aino Leiche〔筆記体、アイヌの屍体〕 午後山崎
- 8月5日 午後 5F ト三越ニ行ク
- 8月6日 書類間ニ合ハナイ
- 8月7日 雨 道庁 有馬夫婦来 出勤9.4
- 8月8日 木下、有馬、鈴木、5G 来 5H 8.7
- 8月9日 昼下り皮膚科 5I 午後ヨリ診療、パン取寄せ 5J 5I ニ聞ク
- 8月10日 病院ニテ食事、木下 Langham、夜出発
- 8月11日 八雲
- 8月13日 5K 北→南  
243-4 墓<sup>94. 95.</sup><sub>326-237</sub>
- 8月14日 ㊦

児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」（資料5-1）は、児玉作左衛門が当時使用していた懐中日記である。大部分は鉛筆書きによるメモランダムか空白だが、1934年7月22日～8月14日の欄には、児玉作左衛門と北海道庁警察部との関わりを示す記事があるため、上記に翻刻した。

資料5-1中で注目すべきは、「書類長官宛トセヨ 夜警察部長訪問」（7月25日）、「書類提出 衛生課訪問、書類長官宛トセヨ」（7月26日）、「書類提出 衛生課訪問」（7月27日）、「書類間ニ合ハナイ」（8月6日）、「道庁」（8月7日）というように、北海道庁警察部とのかかわりを示している記事である。「警察部長」は北海道庁警察部長、「衛生課」は北海道庁警察部衛生課である。「衛生課」とあるのは、北海道庁警察部衛生課所掌事項に「墓地及火葬場ニ関スル事項」<sup>21</sup>が含まれていたからである。

資料5-1によって、児玉作左衛門が「〔1934年5～7月の八雲町遊楽部における発掘が〕新聞に大き

く報道されたので、道庁の刑事課から墓地発掘の件できびしい取調べをうけた<sup>22</sup>日を確認できる。

「書類長官宛トセヨ 夜警察部長訪問」（7月25日）との記述は、後述する「土地発掘承諾願」（資料6-3）の宛先にかかわっており、八雲遊楽部発掘に関する「きびしい取調べ」は既に済んでおり、発掘の事後承認段階へ移行していたことを示している。「書類提出」が散見されるのも、そのことを裏付けている。

「きびしい取調べ」を受けたのは、『小樽新聞』が「児玉作左衛門博士は八雲町ユウラツプのアイヌ部落において百年乃至百数十年前の大古墳を発見し現在まで約五十数個のアイヌの骨格を発掘したがこれは学界における驚異的真に空前絶後ともいふべき大発見」と報じた1934年6月18日から7月25日までの間であろう。

念のために、北海道庁警察部刑事課は、アイヌ人骨を発掘・収受した児玉作左衛門を取り調べる権能を有していたことを確認する。

「犯罪ノ捜査及検挙ニ関スル事項」<sup>23</sup>を所掌していた北海道庁警察部刑事課は、児玉作左衛門の八雲町遊楽部における旧アイヌ墓地発掘について、①「刑法」第24章「礼拝所及ヒ墳墓ニ関スル罪」中の第189条（墳墓ヲ発掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス）、②同第190条（死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ蔵置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス）、③同第191条（第百八十九条ノ罪ヲ犯シ死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ蔵置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス）<sup>24</sup>にもとづき、児玉作左衛門を取り調べたのである。

なお、資料5-1に記載がある人物は、「松田局長」は八雲郵便局長松田武策、「青木」は病理学第二講座助手青木徹、「鈴木」は病理学第一講座助手鈴木俊男、「正宗」は医化学講座教授正宗一、「伊藤」は解剖学第二講座講師伊藤昌一、「今」は病理学第一講座教授今裕、「井上」は衛生学講座教授井上善十郎、「山崎」は解剖学第一講座教授山崎春雄、「有馬」は内科学第一講座教授有馬英二、「木下」は病理学第二講座教授木下良順である<sup>25</sup>。「5A」「5B」「5D」「5E」「5G」「5H」「5I」「5J」は不詳である。

## 【資料5-2】「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）

〔資料2-1より一部再掲〕

「アイヌ」ノ遺骨発掘ガ、アイヌ統治政策ニ妨ヲナスノ理由ヲ以テ、昭和9年10月19日ヲ以テ、人骨発掘ニ関スル庁令ヲ公布セリ。勿論或ル程度ノ取締ヲナスハ、必要ノコトナランモ、余リニ之ニ拘泥シテ、学術上ノ調査ニ不便ヲ与フルコトナキ様、道長官ノ了解ヲ求メタキ旨、委員児玉作左衛門ヨリ発議アリ。之ヲ可決シ、委員長及委員今裕等之ニ当ルコトトセリ。

「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（資料2-1）は本稿7～9頁で先述したが、ここでは、行論の必要上「人骨発掘ニ関スル規程」にかかわる箇所を、資料5-2として抜粋して上記に再掲した。

1935年1月21日開催の第8小（アイヌ）委員会第2回会議において、「人骨発掘ニ関スル庁令」の公布がアイヌ人骨発掘調査に「不便ヲ与フルコトナキ様」、北海道庁長官の了解を求めるよう児玉作左衛門が発議し、委員会は委員長永井潜と委員今裕とが北海道庁長官への折衝にあたることに決したとの趣旨である。

児玉作左衛門が「人骨発掘ニ関スル庁令」と述べた「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布）を以下に掲げる。

### 人骨発掘発見ニ関スル規程

第一条 古墳及墳墓以外ノ場所ニ於テ人骨ヲ発掘セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ長官ノ許可ヲ



受クベシ

一 目的

二 場所

三 月 日

四 人骨ノ処分方法

五 発掘地ノ所有者管理者又ハ占有者ノ承諾書

人骨ノ発掘ヲ終リタルトキハ遅滞ナク其ノ顛末ヲ長官ニ届出ヅベシ

第二条 古墳及墳墓以外ノ場所ニ於テ人骨ヲ発見シタルトキハ速ニ左ノ事項ヲ具シ長官ニ届出ヅベシ

一 発見ノ径路

二 月 日

三 所在地

四 現 状

前項第四号ノ現状ヲ変更シ又ハ人骨ヲ処分セントスルトキハ長官ノ許可ヲ受クベシ

第三条 本令ニ依リ提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ經由スベシ

第四条 第一条又ハ第二条ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス<sup>26</sup>

「人骨発掘発見ニ関スル規程」は、「古墳及墳墓以外ノ場所」における人骨発掘は、発掘地の所有者、管理者、または占有者の承諾書を添えて、人骨所在地所轄の警察署長を經由して届出し、北海道庁長官の許可を得ることと定めたのである。

児玉作左衛門が「〔警察部刑事課による取り調べ後に〕とうとう話合いがつき、新しく人骨発掘規定を作ってもらい、こんごの発掘は刑事課から許可を受けるということになって無事おさまった」<sup>27</sup>と1959年に回想しているのは、「人骨発掘発見ニ関スル規程」制定の趣旨・時系列にほぼ沿っている。

一方、1934年10月19日公布同日に北海道庁学務部社寺兵事課は、「人骨発掘発見に関する規程発布に就て」を發し、規程制定の趣旨を以下のように述べた。

古墳及墳墓の取締に関しては既に法令〔略〕の規定があり、手続を経ずして発掘等を為したる場合は、相当処罰を受ることとなつてゐるが、古墳及墳墓以外の場所（例へば古戦場の人骨又は祭祀、崇敬せざる遺骸埋葬の人骨を発掘する等）に於ける人骨の発掘及発見（例へば道路工事に際し人骨発見又は山中にて人骨を発見等）の場合に於ける取締規定は、未だ不備の為最近道内に於てアイヌの埋葬地を発掘する等の事態が発生し人道上黙許し得ざるものありと認め、今回之が取締の為本規程を發布した次第である。

而して考古学上其の他特に必要なる場合に限り

一、日

二、場 所

三、月 日

四、人骨の処分方法

五、発掘地の所有者、管理者又は占有者の承諾書

等具して出願せしめ、許可を得て始めて発掘を為し得ることとしたのである。而し乍ら本件許可は容易に詮議しない方針であるから、之が周知方を関係の向に於ては、機会毎に取計はれ度いと思ふ。尚発見に付ては左の事項即

一、発見の径路

- 二、月 日
- 三、所在地
- 四、現状

を届せしめ、又発見したる現状を変更（例へば位置の変更、損壊等）し又は人骨を処分（例へば譲渡、領得等）せんとするときは理由を具し出願せしめ、許可を受けしむることとし以て史蹟資料の廃滅を防ぐと共に、一方犯罪捜査の一助たらしめ、以て社会の保安、風教及衛生上の保持に努むることとしたのである。

尚本令の効果を収めんが為に、拘留又は料金の罰則を附し本令違反者は容赦なく処断する心算であるから、過誤により処分を受くる者なき様本令の趣旨普及に付ては、官民有識者の御尽力を煩はし度いと思ふ<sup>28</sup>。

北海道庁学務部社寺兵事課は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」制定の理由は、「アイヌの埋葬地を発掘する等の事態が発生し人道に黙許し得ざるものありと認め、今回之が取締の為」だとした。そのうえで、「考古学上其の他特に必要なる場合に限り」、発掘地の所有者、管理者、または占有者の承諾書を添えて、発掘の場所・月日・人骨の処分方法を出願して、北海道庁長官の許可を得た上で発掘が認められるが、「本件許可は容易に詮議しない方針」だと述べたのである。

「人骨発掘発見ニ関スル規程」は、発掘許可にかかわる権能について、発掘出願の受付所掌を人骨所在地の所轄警察署長（北海道庁警察部）に、発掘許可権を北海道庁長官に与えたが、それ以外の事務分掌を明示していない。分掌が明示されていない学務部社寺兵事課が、「容易に詮議しない」とは強硬な意思の表明である<sup>29</sup>。

1934年10月28日付『東京朝日新聞』朝刊（北海樺太版）に載った児玉作左衛門の談話には、「道庁が人骨発掘規定を設定して現在の墓地に非ざる各地に散在するアイヌ人墳墓の乱掘を取締ることになったことは感謝に堪へない」とあった。児玉作左衛門の念頭には、学務部社寺兵事課による「人骨発掘発見に関する規程発布に就て」が存在していないかの如くであった。

「人骨発掘発見ニ関スル規程」は警察部刑事課との遣り取りを経て制定をみたと考えていた児玉作左衛門にとっては、学務部が「人骨発掘発見ニ関スル規程」を根拠に、発掘を制約することになるとは予想もしなかったであろう。1935年1月21日開催の第8小（アイヌ）委員会第2回会議での児玉作左衛門による発議（資料5-2）は、学務部、とりわけ学務部社寺兵事課への対策を念頭に置いた発議であったと考えられる。

#### 【資料5-3】 児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」〔資料8-5の一部〕

北海道庁ニ於テハ、アイヌノ墓ヲ冒瀆スルモノガアルトカ或ハアイヌノ骨ヲ外国ニ売リツケルモノガアルトカ云フコトガ屢々新聞紙上ニ出タノデ、〔1934年〕十月中旬庁令ヲ出シテアイヌ墳墓発掘禁止ノ庁令ヲ出シマシタ。ソシテ之レヲ管理スル社寺兵事課長ハ、仮令大学ト雖モ之レヲ掘ラセナイ意向ナル旨発表シマシタ。所ガ折好クモ道庁ノ役人ノ異動ガアリマシテ、十二月ニ社寺兵事課長並ニ学務部長ノ更迭ヲ見マシタノデ、新学務部長ニ対シテ幾度カ説明懇願ヲナシテ、遂ニ彼ヲ説得スルニ成功シタノデアリマスガ、現在デモ道庁内ニハマダヘー反対論者ガアツテ油断ハ出来ナイ傾向デアリマス。本年〔1935年〕四月ニナツテ早速森町アイヌ5L氏ノ土地発掘願ヲ土地管理者ノ承諾願ト共ニ道庁ニ提出シマシタガ、漸クニシテ許可ノ指令ガ来マシタノデ森町ニ至リ七月十日ヨリ之ノ発掘ニ取りカ、リマシタ。

「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」（資料5-3）は、北海道茅部郡森町における旧アイヌ墓地の発掘（1935年7月10日～17日）後に、児玉作左衛門が「人骨発掘発見ニ関スル規程」第1条第2項の

「人骨ノ発掘ヲ終リタルトキハ遅滞ナク其ノ顛末ヲ長官ニ届出ヅベシ」との定めに応ずべく著した発掘経緯報告書の原稿の一部である。手稿である原稿全文は北海道帝国大学罫紙4枚（ペン筆・鉛筆書き）からなり、作成時日・作成者名・題名の記載がないため、便宜上、上記名称を付した。資料5-3は罫紙2枚目にあたる部分で、原稿全文については資料8-5で改めて後述する。

児玉作左衛門は、資料5-3で、①1934年10月に「アイヌ墳墓発掘禁止ノ庁令」が發布され、②庁令を「管理」する学務部社寺兵事課長が「仮令大学ト雖モ之レヲ掘ラセナイ意向ナル旨」と強硬な態度を発表したが、③同年12月に「社寺兵事課長並ニ学務部長」の更迭があり、④「新学務部長ニ対シテ幾度カ説明懇願ヲナシテ、遂ニ彼ヲ説得スルニ成功シタ」と述べている。

児玉作左衛門は、先述した学務部社寺兵事課「人骨発掘発見に関する規程發布に就て」（1934年10月19日付）を知り、(1)「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布）を「アイヌ墳墓発掘禁止ノ庁令」と受け止めざるを得ず、(2)同庁令を所管する学務部社寺兵事課長が「大学と雖も発掘させない意向」を表明したと認識したのである。

学務部社寺兵事課長と学務部長の異動については、学務部社寺兵事課長には1934年12月24日付でそれまでの伊藤謹二に替わって、拓殖部殖民課長であった川上和吉が総務部庶務課長兼任で就き、学務部長には11月1日付でそれまでの後藤耕造に替わって、山梨県書記官であった長橋茂男が就いた<sup>30</sup>。11～12月に行われたこれらの異動を、児玉作左衛門は「折好クモ」と好機と捉えたのである。

「新学務部長ニ対シテ幾度カ説明懇願ヲナシテ、遂ニ彼ヲ説得スルニ成功シタ」との記述は、1935年1月21日開催の第8小（アイヌ）委員会第2回会議での児玉作左衛門による発議（資料5-2）が、曲折を経ながらも、学務部長への説得につながったことを示唆している。

#### 【資料5-4】1935年4月25日付北海道庁学務部長長橋茂男宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」

北大医基秘第八五号

拝啓 此度北海道帝国大学医学部教授山崎春雄並に教授児玉作左衛門は日本學術振興会の第八小委員会委員に任命せられ「アイヌ」人の医学的・民族生物学的研究の内その解剖学的並びに人類学的方面の研究の担当を命ぜられ候が「アイヌ」人の骨骼蒐集の目的の為北海道に於ける古墳並びに現在の墓地に非ざる国、町、村若くは個人の所有地内に於ける「アイヌ」人の埋葬個処を發掘致し当医学部に保存致し度き希望を有し候に付特別の御援助を与へられ度御願ひ申上候就ては甚だ御手数には候へ共今後道内各地方より先般（昭和九年十月十九日）公布の人骨發掘に関する庁令に従つて埋葬個処發見の届け出である場合にはその趣当学部へ御通知賜はり度此段及御願候也猶發掘に関しては其都度貴庁の關係課の御指令を仰ぎ度存候に付其の際には御便宜を御取計ひ被下様御願ひ申上候

昭和十年四月廿五日

北海道帝国大学医学部長

山上 熊郎 ㊤

北海道庁学務部長 長橋 茂男 殿

1935年4月25日付北海道庁学務部長長橋茂男宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」（資料5-4）は、1935年4月25日、北大医学部が、北大医学部長（山上熊郎）名で北海道庁学務部長（長橋茂男）宛にアイヌ人骨収集への協力を求めて発した依頼文書の控えである。北海道帝国大学医学部用紙1枚（タイプ印字）よりなり、枠外契印が上部余白に捺してある。後述の資料5-5（1935年5月3日付北海道庁学務部長からの応答文書）も枠外契印が上部余白に捺してあり、資料5-4の返信（控え）であったことがわかる。児玉作左衛門がこれら往復文書一組（一件書類）の控えを手元で保管していたことから、児玉作左衛門の要請に応じて北大医学部が控えを作成したこと

がうかがえる。

資料5-4は、日本学術振興会第8小（アイヌ）委員会委員の山崎春雄・児玉作左衛門両教授の「解剖学的並びに人類学的」方面の研究において、アイヌ人骨の発掘及び保存を希望しているため「特別の御援助」を与えられたく、①人骨発見届出があった場合には北大医学部にも通知して欲しいこと、②発掘に際してはその都度、道庁関係課の指令を仰ぐので便宜を図ってほしいことを、北大医学部長名で北海道庁学務部長宛てに依頼したことを示している。

1935年1月21日開催の第8小（アイヌ）委員会第2回会議の後、児玉作左衛門が、北海道庁学務部長あるいは学務部社寺兵事課長と折衝して、4月25日には学務部長の了解を既に内々に得ていたと考えられる。折衝の結果をふまえて、北大医学部が4月25日付で資料5-4を作成して、「人骨発掘発見ニ関スル規程」を所掌する学務部社寺兵事課に送付したと考えられる。

### 【資料5-5】1935年5月3日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」（亥兵第三七四号）

亥兵第三七四号

昭和十年五月三日

北海道庁 学務部長

北海道帝国大学医学部長殿

人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件

四月二十五日北大医基秘第八五号ヲ以テ御申越有之候標記ノ件ニ関シテハ人骨  
発見届出ノ都度御通知可致候

1935年5月3日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」（亥兵第三七四号）（資料5-5）は、資料5-4に対する北海道庁学務部長からの回答文書の控えである。北海道帝国大学医学部用紙1枚（タイプ印字）よりなり、枠外契印が上部余白に捺してある。

資料5-5で、北海道庁学務部長は「人骨発見届出ノ都度御通知可致」と、人骨発見届出があった場合には、その都度、北大医学部に通知することを了解した。

資料5-5にしたがえば、北大医学部解剖学第一講座・同第二講座は、北大医学部と北海道庁学務部との応答を経て、「古墳及墳墓以外ノ場所」のアイヌ人骨発見に関する届出があれば、その都度北海道庁学務部から通知を得る「援助」を受けることとなったのである。

## 6 八雲町遊楽部における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」中には、児玉作左衛門が行った山越郡八雲町字遊楽部旧アイヌ墓地発掘（1934年5月18日～7月16日）にかかわる下記の資料が含まれている。

- (1) 児玉作左衛門旧蔵「南江堂書店製カレンダー」（1934年5～7月）
- (2) 1934年付児玉作左衛門宛て5K「土地発掘承諾書」
- (3) 1934年5月10日付八雲町長内田文三郎宛て児玉作左衛門「土地発掘承諾願」・1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長内田文三郎「承諾」
- (4) 1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及び副埋葬品発掘届」
- (5) 1934年7〔8〕月26〔6〕日付山越郡八雲警察署長〔長官〕宛て児玉作左衛門「旧土人々骨

及び副埋葬品〔埋蔵物〕発掘届」、及び別紙「副埋葬品目録」

- (6) 1934年8月6日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙「発掘品目録」
- (7) 1934年8月付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙「埋蔵物発掘届目次」
- (8) 1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領収証」
- (10) 八雲町遊楽部在住者の戸籍・除籍に関する謄本5点

順次内容を紹介する。

【資料6-1】 児玉作左衛門旧蔵「南江堂書店製カレンダー」(1934年5～7月)

児玉作左衛門旧蔵「南江堂書店製カレンダー」(資料6-1)は、児玉作左衛門が1934年当時使用していた小型カレンダー(両面印刷6枚)である。同カレンダーの5月～7月には、児玉作左衛門が行った八雲町遊楽部・森・長万部等の旧アイヌ墓地調査・発掘関連事項と参加者の氏名を、児玉自身がペンと鉛筆により書き込んである。5月～7月の書き込みは下記のとおりである(判読不能な箇所は□とした)。

| 5月  |   | 6月 |                    | 7月 |                |
|-----|---|----|--------------------|----|----------------|
| 1日  | 火 | 金  | 運動会半日、午後長万部へ行ク     | 日  | 中ノ沢視察、共同墓地堀、帰宅 |
| 2日  | 水 | 土  | 朝伊藤来ル、5K氏牧場内発見     | 月  | □□□□□来         |
| 3日  | 木 | 日  | 5K氏牧場内後整理、続発見      | 火  |                |
| 4日  | 金 | 月  | 森へ行き帰宅             | 水  |                |
| 5日  | 土 | 火  | 国葬、札幌              | 木  |                |
| 6日  | 日 | 水  | 〃                  | 金  | Gym. Operation |
| 7日  | 月 | 木  | 〃                  | 土  |                |
| 8日  | 火 | 金  | 私、八雲へ、児玉一人         | 日  |                |
| 9日  | 水 | 土  | 〃、〃、6B来ル           | 月  |                |
| 10日 | 木 | 日  | 〃、〃                | 火  |                |
| 11日 | 金 | 月  | 〃、〃                | 水  | 伊藤、堀田、渡辺、八雲へ   |
| 12日 | 土 | 火  | 〃、〃、井上君来ル、         | 木  | 〃              |
| 13日 | 日 | 水  | 帰宅、雨、井上君ト共ニ帰ル      | 金  | 〃              |
| 14日 | 月 | 木  | 〃                  | 土  | 〃              |
| 15日 | 火 | 金  | 〃                  | 日  | 〃夜八雲出発         |
| 16日 | 水 | 土  | 〃                  | 月  | 伊、松、渡朝帰学       |
| 17日 | 木 | 日  | 〃                  | 火  |                |
| 18日 | 金 | 月  | 〃                  | 水  |                |
| 19日 | 土 | 火  | 〃                  | 木  |                |
| 20日 | 日 | 水  | 八雲へ⑩松田、児玉          | 金  |                |
| 21日 | 月 | 木  |                    | 土  |                |
| 22日 | 火 | 金  |                    | 日  |                |
| 23日 | 水 | 土  | 山崎、伊藤、来ル 帰リニ三本杉見ル  | 月  |                |
| 24日 | 木 | 日  | 晴、海ニ行ク、農場ヲ見ル、山崎夜出発 | 火  |                |
| 25日 | 金 | 月  | 晴、                 | 水  |                |
| 26日 | 土 | 火  | 晴、朝新聞来ル、5K牧終ル      | 木  |                |
| 27日 | 日 | 水  | 長万部ニ来リ6Cト交渉、一体掘ル   | 金  |                |
| 28日 | 月 | 木  | 長万部滞在、児玉、伊藤、松田     | 土  |                |
| 29日 | 火 | 金  | 〃                  | 日  |                |
| 30日 | 水 | 土  | 〃                  | 月  |                |
| 31日 | 木 | 日  | 〃                  | 火  |                |

資料6-1の書き込みの「児玉」は児玉作左衛門である。また、「八雲へ」(5月12日)、「中ノ沢視察」(7月1日)のように氏名の記載がない事項は、児玉作左衛門の行動である。「私」(6月8日～12日)は児玉作左衛門自身か、「私費」による八雲調査であろう。

「伊藤」・「伊」は伊藤昌一(医学部解剖学第二講座講師)、「榊原」は榊原徳太郎(医学部学生)、「名取」は名取武光(農学部助手)、「大場」は大場利夫(医学部解剖学第二講座雇)、「5K」は八雲町遊楽部在住者、「6B」は長万部村エカシケル管理者、「井上」は井上善十郎(医学部衛生学講座教授)、「山崎」は山崎春雄(医学部解剖学第一講座教授)、「松田」は松田清二(医学部解剖学第二講座助手)、「松」は松田清二か松本健爾(医学部解剖学第二講座助手)のいずれか、「6C」は長万部村在住者、「渡」・「渡辺」は渡辺逸三(医学部解剖学第二講座助手)か渡辺左武郎(医学部学生)の

いずれか、「堀田」は堀田利圀（医学部学生）である<sup>31</sup>。「朝新聞来ル」（6月26日）は新聞記者の取材であろう。「6A」は不詳である。

1934年5～7月の八雲町遊楽部における調査・発掘日程等について、資料6-1と論文「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」（児玉作左衛門、『北海道帝国大学医学部解剖学教室研究報告』第1輯、1936年11月）の当該箇所にかかわる記述を《 》に摘記し、児玉作左衛門の行動を中心にたどれば下記のようになる。

5月12日～14日 児玉：八雲〔5月13日に試掘〕

《発掘に先き立つて余は打合せのため、昭和九年五月中旬八雲へ赴き、八雲中学校の松本〔光治〕教諭の案内で、ユウラップの現場を視察し、該地の所有者5K氏を訪問して、その発掘の快諾を得た。翌日6D氏裏の小丘の藪を伐採して試掘をした<sup>32</sup>》

5月18日～23日 児玉、伊藤、榊原、名取：八雲町〔5月23日に「碑建立」〕

《一度帰つて色々準備をして、教室の伊藤講師及び農学部の名取助手等と共に、再び八雲に行つて発掘に取掛つた。……五月廿三日にアイヌ部落の関係者二十数名を招んで、イチャラパン（祖先崇拜の式）をして供養した<sup>33</sup>》

5月28日～6月1日 児玉等：八雲町・奥津内・長万部町

《五月の末からこの北墓地の藪の中の発掘を初めた。……最後の日午後は、八雲と山越の中間にある昔のアイヌ部落の跡である奥津内を視察した。……翌日長万部で下車して、こゝのアイヌ部落にあるエカシケル（祖先の家）の管理者6B氏を訪問して、この地方のアイヌ墳墓遺跡のことを尋ねた。そして二人で、長万部の南方約一里半の所にあるワルイ川の岸にある、往時のワルイ・コタンの墳墓遺跡を視察した<sup>34</sup>》

なお、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（詳細は『2013年報告書』6頁を参照）には、「奥津内1」「昭和九年五月三十日八雲発掘ノ際掘レルモノ」とあり、児玉等は「奥津内を視察した」だけではなかった。

6月2日～4日 児玉等：八雲町・森町・落部村

《なほこの機会を利用して、附近の森町及落部のアイヌ部落の遺跡を視察した。……〔森町では旧アイヌ墓地の所有者5Lに〕会つて発掘のことを相談して見たが、即座に拒否されてしまつたので、また将来相談することにしようと思つて帰つた。〔落部村では〕6Eの浜側裏手の畑地の中に、アイヌの十三名の名が刻まれた石碑のある事を聞いたので、早速行つて写真を撮つた<sup>35</sup>》

6月8日～13日 児玉等：八雲町

《この場所〔私有地〕の発掘は六月中旬約一週間の予定で行はれる事になつた。……この場所の仕事の最中、吾々の学部の井上教授が視察に来られて手伝つて呉れた<sup>36</sup>》

6月20日～26日 児玉等：八雲町

《六月下旬〔私有地〕残の約半数を発掘することになつた。……終りに近い日、山崎教授が来て手伝つて呉れた。一日雨の日もあつたが、天幕を張り乍ら仕事をして到当終へてしまつた<sup>37</sup>》

6月27日～6月30日 児玉・伊藤等：長万部村〔6月27日に発掘〕

7月1日 児玉・伊藤等：長万部村大字中ノ沢〔7月1日に発掘〕

7月11日～7月15日 伊藤・渡辺等：八雲町、夜八雲町出發

《後廻しにして置いた北墓地南部のものを発掘するために七月中旬伊藤講師等と共に出掛けた。……今迄掘つた所を全部、地均しをして跡をきれいにして、最後の供養を済ませて、ユウラップの地に別れを告げた<sup>38</sup>》

7月16日 伊藤・渡辺等帰学

上述のように、資料6-1の5月12日～14日の書き込みに、「昭和九年五月中旬八雲へ赴き、八雲中学

校の松木〔光治〕教諭の案内で、ユウラップの現場を視察し、該地の所有者 5K 氏を訪問して、その発掘の快諾を得た。翌日 6D 氏裏の小丘の藪を伐採して試掘をした」との論文の記述を重ねることで、「昭和九年五月中旬」が5月12日～14日であると確認できる。また、「松木光治」の介在は論文に記載がある一方で資料6-1には記載がないとのように、児玉作左衛門が資料6-1に記した氏名は、八雲町遊楽部の発掘にかかわった人々すべてではない。

とはいえ、資料6-1の書き込み期間は、後述する児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」（資料6-6）が、発掘期間を「昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間」と記していることと符合している。換言すれば、資料6-1は、論文では漠然としか記していない八雲町遊楽部・長万部村における発掘時日を示している。

### 【資料6-2】1934年付児玉作左衛門宛て 5K 「土地発掘承諾書」

#### 土地発掘承諾書

私儀

〔拙者儀〕山越郡八雲町字遊楽部浜ニ所有スル牧場内ニ於テ〔ケル貴下ノ〕学術研究ノ為メ〔ノ〕土地発掘スルヨトニ対シ〔ニ関シテ委細〕承諾致シ〔仕リ〕候〔猶ホ〕発掘品ハ全テ北海道帝国大学医学部解剖学教室ニ寄贈致ス可ク之ニ対シ何等報酬ハ申受ケマジク候

昭和九年 月 日

山越郡八雲町字遊楽部浜 5K

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門殿

1934年付児玉作左衛門宛て「土地発掘承諾書」（資料6-2）は、八雲町遊楽部旧アイヌ墓地（私有地）の所有者 5K から児玉作左衛門に宛てた形式で、①所有地内の発掘を承諾すること、②「発掘品」は北大医学部に寄贈すること、③「報酬」の受け取りは希望しないことを示した承諾書（ひな形）の下書きである。児玉作左衛門が、旧アイヌ墓地（私有地）の所有者から、事前に承諾を得ていたことを証するための措置である。

資料6-2は和紙1枚よりなり、本文は墨筆で、取り消し線と加筆（上記では〔 〕内の文字）はペン書きである。成案、あるいは旧アイヌ墓地（私有地）の所有者が押捺した版は見当たらず、北海道庁に提出したのかも不詳である。

### 【資料6-3】1934年5月10日付八雲町長内田文三郎宛て児玉作左衛門「土地発掘承諾願」・1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長内田文三郎「承諾」

#### 土地発掘承諾願

私儀

山越郡八雲町大字八雲村字遊楽部〔\*\*\*\*\*〕\*\*内ノ町有地内ニ於テ学術研究ノ為メ左記御承諾相成度此段及御願候

記

一、土地発掘ニ関スル件

一、発掘品ハ北海道帝国大学医学部へ寄贈ノ件

昭和九年五月十日

北海道帝国大学医学部教授

児玉作左衛門 ㊟

山越郡八雲町長 内田文三郎殿